

9月10日は鳥取市防災の日

☎ 本庁舎危機管理課（31 番窓口）
☎ 0857-30-8033 ☎ 0857-20-3042

昭和 18 年 9 月 10 日に発生し、未曾有の被害をもたらした鳥取大地震。その経験や教訓を風化させることなく、市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、そして災害に対する備えを充実強化するために、9 月 10 日を「鳥取市防災の日」に制定し、毎年防災訓練や防災意識の向上に関する取り組みを実施しています。

■鳥取市総合防災訓練

避難所開設訓練、防災関係機関の車両や資機材の展示

と き 9 月 10 日（土）10:00～12:00

ところ 若葉台小学校、用瀬小学校

■防災行政無線・防災ラジオ・鳥取市防災アプリによる訓練放送

と き 9 月 10 日（土）10:00

■鳥取大地震の記録パネル・避難所用品などの展示

と き 9 月 5 日（月）～11 日（日）

ところ 麒麟 Square 情報スペース
イオン鳥取店

あなたの肺、元気ですか？ 肺がん・結核検診を受けましょう

☎（検診） 駅南庁舎健診推進室
☎ 0857-20-0320 ☎ 0857-20-3965
☎（結核） 駅南庁舎保健医療課
☎ 0857-30-8533 ☎ 0857-20-3962

●9月24～30日は結核予防週間

結核は今なお全国で年間 13000 人近くの新たな患者が発生している重大な感染症です。しかし、早期発見すれば、通院・服薬治療で治ります。

●次のような症状があるときは、できるだけ早くかかりつけ医を受診しましょう。

- ①咳が 2 週間以上続く
- ②たんがよくなる、たんに血が混じる
- ③微熱、体がだるい
- ④急な体重減少がある

●65歳以上の人は、「肺がん・結核検診」の対象
高齢者は結核発症の危険性が高いと言われています。特に 80 歳以上の人は、罹患率が全年齢層平均の約 5 倍となっており注意が必要です。症状がなくても年に 1 回は必ず肺がん・結核検診を受けましょう。

就学時健康診断を行います

☎ 本庁舎学校保健給食課（56 番窓口） ☎ 0857-30-8416 ☎ 0857-20-3952

令和 5 年 4 月に小学校、義務教育学校へ入学する児童（平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生まれ）を対象に健康診断を行います。対象児童の家庭には、10 月上旬に案内を送付します。必要事

項をご記入のうえ、当日会場にご持参ください。
※お住まいの校区以外の会場で受診を希望される場合は、通知がお手元に届いた後、問い合わせ先までご連絡ください。

実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場		
10月20日(木)	久松小学校	10月26日(水)	福部未来学園	10月28日(金)	美保南小学校		
	国府東小学校		醇風小学校		湖山西小学校		
	西郷小学校		富桑小学校		10月31日(月)	用瀬小学校	
	散岐小学校		稲葉山小学校		青谷小学校		
	瑞穂小学校		明德小学校		11月 2日(水)	修立小学校	
	浜村小学校		倉田小学校		岩倉小学校		
10月21日(金)	世紀小学校	10月27日(木)	面影小学校	11月 9日(水)	大正小学校		
	賀露小学校		湖山小学校		11月 9日(水)	東郷小学校	
	米里小学校		末恒小学校		宮ノ下小学校		
10月25日(火)	中ノ郷小学校		津ノ井小学校		11月10日(木)	城北小学校	
	若葉台小学校		浜坂小学校			11月10日(木)	明治小学校
	江山学園		佐治小学校			鹿野学園	
	10月26日(水)	遷喬小学校	宝木小学校	11月17日(木)		湖南学園	
美保小学校		逢坂小学校	※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。				
河原第一小学校		10月28日(金)	日進小学校				

廃棄物対策課からのお知らせ

☎ 本庁舎廃棄物対策課（25 番窓口） ☎ 0857-30-8091 ☎ 0857-20-3918

草・剪定枝などの多量ごみは一度に収集できませんのでご注意ください

庭の草木の刈り込みなどのごみを出される場合、一度に出せる量は各家庭で指定袋 2～3 袋程度ですが、複数の家庭から出されて多量になると、一度に収集できず取り残さざるを得ない場合があります。収集できなかったものは、次回以降の可燃ごみ収集日に、数回に分けて収集することとなります。ご理解とご協力をお願いします。

- ・庭木の枝（直径 3 号以内、長さ 50 号未満）：指定袋に入れないで、少量（片手で持てる程度の量）を束ねて出すこともできます（2 束まで）。
- ・落ち葉、草など：指定袋に入れてください。
※大量にある場合は、可燃ごみ処理施設に直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業許可のある業者に処分を依頼してください。

可燃ごみ持込先 12 月 31 日まで：神谷清掃工場 1 月 4 日以降：リンピアいなば

鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日がごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレイ 資源ごみ 小型破碎ごみ
9月19日(月) (敬老の日)	収集します		お休みします ※26日(月)に振替	収集します	お休みします
9月23日(金) (秋分の日)	収集します		お休みします ※30日(金)に振替		お休みします

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前 8 時までに出してください。ただし、災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しやごみ収集が困難と思われる場合は、次回の収集日（安全な日）に出すようにしてください。

乾電池・蛍光灯の収集（鳥取地域）

鳥取地域の次の乾電池、蛍光灯の収集は **10月**
10月3日(月)～7日(金)の小型破碎ごみの収集日です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光灯は割れないよう購入時のケースなどに入れて、出してください。

令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

☎ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金班 ☎ 0857-30-8250（専用ダイヤル）

【対象世帯】 次の①または②に該当する世帯

- ①令和 4 年 6 月 1 日時点で本市に住民票のある人で、世帯全員の令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯
 - ②申請時点で鳥取市に住民票のある人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和 4 年 1 月以降に家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯、また令和 3 年度住民税非課税世帯および家計急変世帯として、既に臨時特別給付金を受給されている世帯は対象外

【給付額】 1 世帯あたり 10 万円

【給付を受けるには】

- ①の世帯：「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。
※課税状況がわからない人は申請が必要です。専用ダイヤルにご相談ください。
- ②の世帯：収入額が確認できる書類などとともに申請いただきます（申請書などが必要ですので、本市公式ウェブサイトダウンロードまたは専用ダイヤルまでご連絡ください）。

【提出先】 郵送：問い合わせ先まで
窓口：本庁舎福祉総合窓口（13 番窓口）

【提出期限】 令和 4 年 10 月 31 日（月）